

2018年
2月号

2017年の重要立法を振り返る(下)

執筆者:野村 高志、藤田 直佑、志賀 正帥、早川 一平

前回(2017年12月号)に引き続き、今回は、会社法、不正競争防止法、民事訴訟・執行、環境保護、銀行、知的財産に関連する重要立法を取り上げます。前回紹介したように、中国では体系的な民法典の編纂の第一歩として「民法総則」が2017年に制定されました。不正競争防止法もまたその施行から約24年経過して初めての大改正を迎えることになりました。会社法や商標法については、最高人民法院から新しい解釈が示され、紛争解決における指針として法的安定性の向上に寄与することが期待されます。また、中国における「執行難」の問題を改善する手助けになりうる「懸賞公告制度」が新設され、その効果は注目に値します。そして、環境保護の分野では、40年近く実施されてきた「汚染排出費徴収制度」が「環境保護税徴収制度」に転換されました。詳細は、以下のとおりです。

1. 会社法関連

① 「『中華人民共和国会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(四)」(法釈[2017]16号、2017年8月25日公布、同年9月1日施行)

中国最高人民法院は、2017年8月25日、「『中華人民共和国会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(四)」(以下「会社法解釈四」といいます)を公布しました(同年9月1日施行)。会社法解釈四は、会社の決議の効力、株主の知る権利の保護、利益配当請求権、株主の優先買取権及び株主代表訴訟等について規定しています。主な留意内容は、以下のとおりです。

(1) 決議の無効・取消・不成立

➤ 決議の不成立確認の明確化

中華人民共和国会社法(1993年12月29日公布、2013年12月28日最新改正。以下「会社法」といいます)第22条は、株主会、株主総会又は董事会の決議の無効及び取消を規定していますが、会社法解釈四はこれらに加えて、以下のいずれかの状況に該当する場合、決議の不成立の確認ができることを明確にしています(第5条)。

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2018年2月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の見解を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- ✓ 会社が会議を招集開催していない場合¹
- ✓ 会議が決議事項について議決していない場合
- ✓ 会議に出席した人数又は株主の保有する議決権が会社法又は会社定款の規定に適合しない場合
- ✓ 会議の決議結果が会社法又は会社定款所定の採択比率に達していない場合
- ✓ 決議の不成立をもたらすその他の事由

➤ 決議の無効・取消・不成立確認訴訟の原告及び被告

決議の無効・取消・不成立確認訴訟の原告及び被告は、下表のとおりです。

訴訟の内容	原告	被告
決議の無効確認訴訟	株主、董事、監事等	会社
決議の取消訴訟	提訴時の会社の株主	
決議の不成立確認訴訟	株主、董事、監事等	

➤ 善意の第三者の保護

会社法解釈四においては、決議が人民法院の判決により無効と確認され、又は取り消された場合、会社が当該決議により善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けないと規定しています（第 6 条）。

(2) 株主の知る権利の保護（会社文書の閲覧等）

会社法第 33 条及び第 97 条は、株主による会社定款、株主会の議事録、董事会の決議、監事会決議、財務会計報告及び会計帳簿等の閲覧等について規定しています。会社法解釈四は、これを補充して規定しています。具体的には次のようなものが挙げられます。

- ① 会社法第 33 条等に基づく会社文書の閲覧等を請求する訴えを提起する場合の原告適格を原則として提訴時の株主としました（会社法解釈四第 7 条）。
- ② 会社法第 33 条第 2 項に基づき閲覧要求を拒否することができる「正当でない目的」の認定事由の明確化（会社法解釈四第 8 条）
 - ✓ 閲覧を要求する株主が会社の主營業務と実質的な競争関係を有する業務を自ら経営し、又は他人のために経営している場合
 - ✓ 株主が他人に対して関係情報を伝達するため会社の会計帳簿を閲覧し、会社の適法な利益を損なうおそれがある場合
 - ✓ 閲覧請求を提出する日の前の 3 年内において、会社の会計帳簿を閲覧することを通じ、他人に対し関係情報を伝達して会社の適法な利益を損なったことがある場合
 - ✓ その他の事由
- ③ 知る権利の強行法規性（会社法解釈四第 9 条）
 - ✓ 会社法第 33 条又は第 97 条の規定により会社文書を閲覧し、又は複製する権利を実質的に剥奪し、会社がこれを理由として株主による閲覧又は複製を拒絶した場合、人民法院は、これを支持しない。
- ④ 会社文書を作成保存しなかった場合の董事、高級管理職の損害賠償責任（会社法解釈四第 12 条）

(3) 株主の利益配当請求権の行使

株主による利益配当請求訴訟は具体的な配当案の明記された株主会の有効な決議に基づかなければならず、当該決議が株主によって提出され、会社が特段の抗弁事由を持たない場合、人民法院は会社に対して決議に基づく利益配当を実施すべき旨を命じることになります。他方、株主が具体的な配当案の明記された株主会の有効な決議を提出することができない場合、利益配当請求は、原則として棄却されることになります（会社法解釈四第 14 条、第 15 条）²。

(4) 株主優先買取権の行使

会社法第 71 条は、有限責任会社の株主が株主以外の者に出資持分を譲渡する場合において、他の株主がその譲渡に

¹ ただし、会社法第 37 条第 2 項又は会社定款の規定により株主会又は株主総会を招集開催せずに直接に決定を下すことができ、かつ、株主全体が決定文書に署名し、押印した場合を除きます。

² ただし、法律の規定に違反して株主としての権利を濫用し、会社が利益を分配しないようにし、その他の株主に損害をもたらした場合を除きます。

同意するときには、他の株主が同等の条件において優先買取権を有することを規定しています。会社法解釈四は、当該権利の行使について以下のとおりに具体的な内容を定めました(第 16 条乃至第 22 条)。

① 優先買取権の行使期限

有限責任会社の株主が譲渡に係る優先買取を主張する場合、(a) 定款に定める行使期間内に、(b) 定款に定めがない場合は通知により確定される 30 日以上の期間に、(c) 通知により確定される期間が 30 日未満か不明確な場合には 30 日以内に行使する必要があるものとなりました。

② 「同等の条件」について

「同等の条件」の判断に当たり、譲渡に係る出資持分の数量、価格、支払方法及び期限等が考慮される要素になります。

③ 優先買取権への損害に対する救済

有限責任会社の株主が株主以外の者に対して出資持分を譲渡し、当該譲渡について他の株主に意見を求めず、又は欺罔・悪意による通謀等の手段により他の株主の優先買取権を損なった場合において、他の株主が同等の条件に従い当該譲渡に係る出資持分の買取を主張するときには、人民法院は、これを支持するとしました³。

④ 優先買取権の行使に対する制限

有限責任会社の譲渡株主が、その他の株主が優先買取を主張した後においても出資持分の譲渡に同意しない場合、その他の株主の優先買取の主張について、人民法院は、これを支持しないとしました⁴。

⑤ 優先買取権が行使された場合の第三者の保護

株主以外の出資持分譲受人は、株主が優先買取権を行使したことにより契約の目的を実現することができない場合には、譲渡株主に相応の民事責任の負担を請求することができます。

(5) 株主代表訴訟

会社法第 151 条は、董事、監事又は高級管理職がその職務の執行において会社に損害をもたらした場合の賠償責任を追及するための株主代表訴訟を定めています。会社法解釈四は、株主代表訴訟の当事者、勝訴利益の帰属等について、具体的に規定しました(第 23 条乃至第 27 条)。

訴訟内容	原告	被告	勝訴利益
監事会又は監事が訴訟提起する場合	会社	董事、高級管理職	会社
董事会又は執行董事が訴訟提起する場合	会社	監事、第三者	会社
株主が訴訟提起する場合	株主	董事、監事、高級管理職、第三者	会社

② 「『企業名称使用禁止・制限規則』『企業名称同一・類似対比規則』の印刷・発布に関する通知」(工商企注字[2017]133 号、2017 年 7 月 31 日公布、同日施行)

中国工商行政管理総局は、企業名称データベースを開放し、企業名称対比システムを構築することにより、企業名称登記の効率化を促進し、かつ、企業名称の同一・類似により生じた不正競争行為等の防止を目的として、「企業名称使用禁止制限規則」及び「企業名称同一・類似対比規則」を公布しました。主な内容は、以下のとおりです。

(1) 企業名称の使用禁止

➤ 企業は、他の企業の既に登記・審査承認された同業種の企業名称と同一の企業名称を使用してはならない⁵。

³ ただし、他の株主が優先買取権の行使に係る同等の条件を知り、若しくは知るべき日から 30 日以内に主張せず、又は出資持分変更登記の日から 1 年を経過した場合を除きます。

⁴ 定款に別段の規定があり、又は株主全体の別段の約定がある場合を除きます。なお、その他の株主が損害賠償を主張することが合理的である場合には、人民法院は、これを支持するとされています。

⁵ 企業名称同一・類似対比規則第 3 条によれば、以下の状況に該当する場合、企業名称対比システムにて同一の企業名称の使用とみなされません。

① 同一の登記機関に既に登記・審査承認された企業名称と完全に同じである場合

② 同一の登記機関に既に登記・審査承認された企業名称と行政区画、商号、業種及び組織形式の順番が同じではないが、文字が同じである場合

- 企業名称には、以下の内容を含んではならない(企業名称使用禁止制限規則第4条乃至第10条)。
 - ✓ 国家、社会公共利益を害する内容又は文字
 - ✓ 公衆に虚偽であり、又は誤解を招く内容又は文字
 - ✓ 外国国家・地区又は国際組織の名称
 - ✓ 政党、社会組織等の名称
 - ✓ 外国語、アルファベット、アラビア数字
 - ✓ その他法律上禁止されている内容・文語

(2) 企業名称の使用制限

- 企業は、他の企業と類似する企業名称を使用してはならない(企業名称使用禁止制限規則第15条)⁶。
- 企業名称には、他の公益法人又は企業の企業名称を含んではならない⁷。
- 企業の商号は、工商行政管理部門が認定した馳名商標と同一ではない⁸。

2. 不正競争防止法関連

○ 「中華人民共和国反不正競争法」(主席令77号、2017年11月4日公布、2018年1月1日施行)

2017年11月4日、中華人民共和国第十二回全国人民代表大会常務委員会第三十次會議において、改正「中華人民共和国反不正競争法」(以下「新不競争法」といいます)が可決かつ公布され、2018年1月1日より施行されました。今回の「新不競争法」は、1993年に公布された旧法(以下「旧不競争法」といいます)の施行以来の初めての大幅改正です。

新不競争法は、全5章32箇条から成り、章立てでいえば、「総則」、「不正競争行為」、「不正競争の嫌疑にかかわる行為に対する調査」、「法律責任」、「附則」から構成されています。以下では、特に注目されるポイントについて紹介します。

(1) 不正競争行為の規制

新不競争法は、不正競争行為の類型として、(a)混同行為、(b)商業賄賂行為、(c)虚偽宣伝行為、(d)商業秘密侵害行為、(e)景品付販売行為、(f)業務信用毀損行為及び(g)インターネット上の不正競争行為を規制しています。以下では、(a)乃至(d)及び(g)について、解説します。

① 混同行為

新不競争法第6条は、経営者が混同行為を行い、他人の商品又は他人と特定の関係があるものと誤認させることを禁止しています。

同条は、商標法等の保護が及ばないような、よく知られた商品名・装飾・商号等との混同を惹起させる行為を対象としており、その判断基準として「他人の商品であり、又は他人との間に特定の関係があるとの誤認を惹起するに足る」と規定しています。また、旧不競争法において混同行為の要件であった「競争相手に損害を与え」を削除し、混同行

③ 同一の登記機関に既に登記・審査承認された企業名称と、行政区画又は組織形式が同じでないが、商号及び業種が同じである場合

⁶ 企業名称同一・類似対比規則第4条によれば、以下の状況に該当する場合、企業名称対比システムにて類似する企業名称とみなされます。

① 同一の登記機関に既に登記・審査承認された同業種の企業名称の商号と同一で、業種の表現が違っても意味上は同じである場合

② 同一の登記機関に既に登記・審査承認された同業種の企業名称の商号と発音が同じで、業種の表現が同一であり、又は業種の表現が違っても内容が同じである場合

③ 商号が同一の登記機関に既に登記・審査承認された企業名称・商号と同一か、又はこれを含み、業種の表現が同一であるか、又は業種の表現が違っても内容が同じである場合

④ 商号が同一の登記機関に既に登記・審査承認された同業種の企業名称の商号と一部の発音が同じで、業種の表現が同一であるか、又は業種の表現が違っても内容が同じである場合

⑤ 業種の表現を含まないか、又は実業、発展等の業種を表現できない用語を使用し、同一の登記機関に既に登記・審査承認された同業種の企業名称の商号を含み、若しくは含まれ、又は商号の一部若しくは全部の発音が同じである場合

⁷ ただし、当該企業若しくは公益法人と投資関係があり、又は当該公益法人の授權を受け、若しくは公益法人の略称・特定呼称である場合を除きます(企業名称使用禁止制限規則第16条、第17条)。

⁸ ただし、当該馳名商標の保有者の授權を受けた場合を除きます(企業名称使用禁止制限規則第27条)。

為の認定基準を緩和するとともに、旧不競法で混同行為の対象であった「周知商品」を「一定の影響のある他人の商品」に変更し、保護対象の範囲を拡大しています。

詳細は、下表のとおりです。

旧不競法第 5 条	新不競法第 6 条
経営者は、次の各号に掲げる不正手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。	経営者は、次の各号に掲げる混同行為を行い、他人の商品又は他人と特定の関係があるものと誤認させてはならない。
ア. 他人の登録商標を冒用する行為	(左記条項を削除)
イ. 無断で周知商品に特有の名称、包装若しくは装飾を使用し、又は周知商品と類似する名称、包装若しくは装飾を使用して、他の周知商品との混同をもたらし、購入者に当該周知商品であると誤認させる行為	ア. 一定の影響のある他人の商品の名称、包装、装飾等と同一の、又は類似する標識を無断で使用する行為
ウ. 無断で他人の企業名称又は氏名を使用して、人に他人の商品であると誤認させる行為	イ. 一定の影響のある他人の企業名称(略称、屋号等を含む)、社会組織名称(略称等を含む)又は氏名(ペンネーム、芸名、訳名等を含む)を無断で使用する行為
(右記条項に相当する規定なし)	ウ. 一定の影響のある他人のドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ホームページ等を無断で使用する行為
	エ. 他人の商品であり、又は他人との間に特定の関係があるとの誤認を惹起するに足るその他の混同行為

② 商業賄賂行為

新不競法は、商業賄賂を受領した主体について下表のとおり調整を行い、利益供与の相手方を限定列挙し、認定を容易にしました。

旧不競法第 8 条 ⁹	新不競法第 7 条
ア. 相手方組織	ア. 取引相手方の業務人員
イ. 相手方組織に所属する従業員	イ. 取引相手方の委託を受ける関連事務を処理する単位又は個人 ¹⁰
ウ. 取引行為に密接な関係のある第三者	ウ. 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人 ¹¹

③ 虚偽宣伝行為

新不競法は、下表のとおり、虚偽宣伝行為に関する旧不競法の条文を統合・修正しました。特に、インターネットにおける「刷単」行為の防止を目的とした内容が追加されました。

近年、中国のオンラインショッピング市場が急速に発展してきた一方、販売売上げを伸ばすため、架空の取引を計上して販売履歴を水増ししたり、商品に対するユーザーレビューを偽造したりする、所謂「刷単」行為という消費者に誤解を与える商業的宣伝行為が多発しています。新不競法第 8 条は、「刷単」行為を規制するため、商品の販売状況、ユーザーレビュー、過去の受賞歴について虚偽の、又は誤解を惹起する商業的宣伝を行うことを禁止しました¹²。

⁹ ウについては、国家工商行政管理総局が 1999 年に公表した公開回答レターが根拠となります。

¹⁰ 取引相手方が委託する弁護士事務所、会計士事務所等の専門機構も含まれると解されます。

¹¹ 取引に関係のある行政権力機構及び監督管理機構に属するその管理、監督権力を利用して取引に影響を及ぼす組織及び個人を指し、政府機関人員も含まれると解されます。

¹² なお、部門規程である「ネットワーク取引管理弁法」(2014 年 1 月 26 日公布、同年 3 月 15 日施行)には、「刷単」行為を禁止する規定が既に設けられていました。その意味では、新不競法は、法律レベルで当該行為を規制したものとと言えます。

旧不競法第5条、第9条	新不競法第6条
<p>第5条 経営者は、次の各号に掲げる不正手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。</p> <p>エ. 商品上に認証標識又は有名優良標識等の品質標識を偽造し、又は冒用し、生産地を偽り、商品の品質について人の誤解を惹起する虚偽を表示する行為</p>	<p>経営者は、その商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーレビュー、過去の受賞歴等について虚偽の、又は誤解を惹起する商業的宣伝をし、消費者を欺罔し、又は誤導してはならない。</p> <p>経営者は、虚偽取引の組織等の方法を通じて、その他の経営者が虚偽の、又は誤解を惹起する商業的宣伝を行うのを幫助してはならない。</p>
<p>第9条 経営者は、広告又はその他の方法を利用し、商品の品質、成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地等を誤解させる虚偽の宣伝をしてはならない。</p> <p>広告経営者は、明らかに知り、又は知りうべき状況において、虚偽の広告を代理し、デザインし、制作し、発表してはならない。</p>	

④ 商業秘密侵害行為

新不競法では、商業秘密の定義が下表のとおり変更されており、その範囲が拡充されたと評価できます。すなわち、旧不競法の「経済的な利益をもたらす」及び「実用性を備える」という要件が「商業的価値を有する」に変更されたことにより、実用性を有さないが権利者の運用を通じて商業的価値を有する技術情報及び経営情報であっても、保護の対象に含まれると解されます。

旧不競法第10条第3項	新不競法第9条第3項
<p>商業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的な利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者により秘密保持措置が講じられている技術情報及び経営情報をいう。</p>	<p>商業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者が相応する秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。</p>

さらに、新不競法第9条第2項は、商業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他の組織若しくは個人が商業秘密侵害行為を行ったことを明らかに知り、又は知るべき場合において、なお当該商業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許可したときには、商業秘密侵害行為とみなすと定めています。

⑤ インターネット上の不正競争行為

中国におけるインターネット市場の拡大を背景に、インターネット上の不正競争行為を防止する必要性が高まっています。そこで、新不競法第12条は、インターネット上の不正競争行為に対する規制を新たに規定しました。新不競法第12条は、技術手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼすこと(又はその他の方法)を通じて、他の経営者が適法に提供するネットワーク商品又はサービスの正常動作を妨害し、又は破壊する下表に掲げる行為を行ってはならないと定めています。

新不競法第12条	
ア.	他の経営者の同意を得ず、当該他の経営者が適法に提供するネットワーク商品又はサービスにおいて、リンク又は強制的に対象サイトへ移動する機能を挿入すること
イ.	ユーザーを誤導し、欺罔し、又は強迫して、他の経営者が適法に提供するネットワーク商品又はサービスを修正させ、閉鎖させ、又はアンインストールさせること
ウ.	他の経営者が適法に提供するネットワーク商品又はサービスに対して、悪意により非互換性措置を実施する行為
エ.	他の経営者が適法に提供するネットワーク商品又はサービスの正常動作を妨害し、又は破壊するその他の行為

(2) 不正競争の嫌疑にかかわる行為に対する調査

新不競法は、監督検査部門が不正競争行為について調査を行うに当たり、不正競争の嫌疑にかかわる行為に関する財物に対する差押権限、不正競争の嫌疑にかかわる行為に関する経営者の銀行口座の照会権限等を監督検査部門に与え（第13条第1項）、その調査手段を強化しました。

一方で、監督検査部門による調査は、企業の正常な生産経営活動に対して一定程度の影響を与えることから、調査の実施条件を明確に規定しています。すなわち、企業に対して影響が比較的小さい調査（立入検査、事情徴収等）を実施する場合には、監督検査部門は、その主要責任者に書面にて報告し、承認を得る必要があり、影響が比較的大きい調査方法（財物の差押え、銀行口座の照会）を実施する場合には、区を設置する市レベル以上の監督検査部門の主要責任者に書面にて報告し、承認を得なければならないとしています。この点は、行政権の濫用を防止する意義があると評価できます。

(3) 法律責任の強化

新不競法は、各種の不正競争行為に関する法的責任について詳細に規定するとともに、行政罰としての罰金を増額しています。

不正競争行為	新不競法上の罰金の上限
混同行為	25 万人民元
商業賄賂行為	300 万人民元
虚偽宣伝行為	200 万人民元
商業秘密侵害行為	300 万人民元
景品付販売行為	50 万人民元
業務信用毀損行為	300 万人民元
インターネット上の不正競争行為	300 万人民元

3. 民事訴訟・執行関連

○ 「民事執行における財産調査に係る若干の問題に関する規定」(最高人民法院 2017 年 2 月 28 日公布、同年 5 月 1 日施行)

中国では、勝訴しても債権を満足に回収できない、いわゆる「執行難」が社会問題となっており、その対策として、「信用喪失被執行人名簿情報の公布に関する最高人民法院の若干の規定」(2013 年 7 月 16 日公布、2017 年 5 月 1 日改正)、「被執行人の高額消費及び関係する消費の制限に関する最高人民法院の若干の規定」(2010 年 7 月 1 日公布、2015 年 7 月 22 日改正)、「『2~3 年で執行難問題を基本的に解決すること』の具体化に関する作業要綱」(最高人民法院 2016 年 4 月 29 日公布、同日施行)等の法律法規が公布されています。「民事執行における財産調査に係る若干の問題に関する規定」(以下「財産調査規定」といいます)は、民事執行における財産調査を規範化し、当事者及び利害関係人の適法な權益を維持・保護することを目的として、「中華人民共和國民事訴訟法」(1991 年 4 月 9 日公布、2017 年 7 月 1 日改正。以下「民事訴訟法」といいます)等の法律の規定に基づき、執行実務を考慮して制定されました(同規定前文)。財産調査規定は、執行逃れのための財産隠し等を防止し、強制執行の実効性を担保するため、強制執行を申し立てられた者(以下「被執行人」といいます)の財産状況報告義務、人民法院による調査、執行申立人による懸賞公告制度等について定めています。

(1) 被執行人の財産状況報告義務

民事訴訟法によれば、被執行人は、執行通知に従い法律文書によって確定された義務を履行しない場合には、その時点及び執行通知受領日までの 1 年間の財産状況を報告しなければならないとされています(同法第 241 条)。この点、財産調査規定は、当該報告義務について具体的に定めています。

すなわち、人民法院は、執行申立人の申立て又はその職権により、被執行人に対し、財産報告命令を出すことができるとされています(財産調査規定第 3 条第 1 項)。また、被執行人は、財産報告命令記載の期限までに以下に掲げる財産の状況を書面にて人民法院に報告しなければならず(同規定第 5 条第 1 項)、報告を拒否し、虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく期限を徒過して報告をした場合には、罰金・拘留、(犯罪を構成する場合には)刑事責任の追及、「信用喪失被執行人名簿」への記載等の処分を受ける可能性があります(同規定第 9 条第 1 項、第 10 条)。

- 収入、銀行預金、現金、資産運用商品、有価証券
- 土地使用権、建物等の不動産
- 交通運送手段、機器設備、製品、原材料等の動産
- 債権、株式・出資持分、投資權益、ファンド持分、信託の受益権、知的財産権等の財産性権利

➤ その他の報告すべき財産

なお、被執行人は、執行通知受領日の 1 年前から財産報告提出日までその財産につき譲渡、担保物権の設定等の変動が生じた場合には、当該変動も同時に報告しなければならず(同規定第 6 条)、財産報告を行った後に執行申立人の債権の実現に影響を及ぼす財産状況の変動が発生した場合も、変動した日から 10 日以内に人民法院にその旨報告しなければならないとされています(同規定第 7 条)。

(2) 人民法院による調査

民事訴訟法によれば、人民法院は、被執行人が執行通知に従い法律文書によって確定された義務を履行しない場合には、被執行人の関連組織に対し、被執行人の財産状況を調査・質問する権限があるとされています(同法第 242 条第 1 項)。この点、財産調査規定は、人民法院の調査権限をより具体化し、人民法院がネットワーク執行調査・監視システム¹³、オンサイト調査等の方法を通じて被執行人及びその関連企業・関係者に対し、被執行人の身分情報及び財産情報を調査する権限を有すると定めています(同規定第 12 条第 1 項)。

(3) 執行申立人による懸賞公告制度

被執行人の財産状況を調査する方法として、債権回収に資する情報の提供者に対して懸賞金を支払う制度が新設されました(財産調査規定第 21 条乃至第 24 条)。懸賞金というインセンティブの支払いを約束することにより、被執行人の財産状況に関する手掛かりの積極的な提供が期待されます。懸賞公告制度の概要は、下表のとおりです。

懸賞公告の申請	執行申立人は、次に掲げる事項を記載した申請書を人民法院に提出する。 ① 懸賞金の額及び計算方法 ② 人民法院が把握していない財産の手掛かりにより債権の全部又は一部を回収することができた場合、情報提供者に懸賞金を支払う旨の約束 ③ 公告の方法 ④ その他記載すべき事由
公告の方法	① 全国法院執行懸賞公告プラットフォーム ¹⁴ 、人民法院の Weibo ¹⁵ 、Wechat ¹⁶ 等のメディアプラットフォームでの公表 ② 人民法院の掲示場、被執行人の住所地等における掲示 ③ その他のメディアプラットフォームでの(執行申立人の自費による)公表
懸賞金の支払い	人民法院が把握していない財産の手掛かりを提供し、それによって執行申立人の債権の全部又は一部が回収された場合、執行により得られた金銭から情報提供者に懸賞金が支払われる(特定物の引渡しを求める執行等の場合には、執行申立人が別途懸賞金を支払う)。

4. 環境保護関連

○ 「中華人民共和国環境保護税法」(中華人民共和国主席令第 61 号、2016 年 12 月 25 日公布、2018 年 1 月 1 日施行)

1979 年に施行された「中華人民共和国環境保護法(試行)」¹⁷及び「汚染排出費徴収使用管理条例」(2003 年 1 月 2 日公布、同年 7 月 1 日施行)、「汚染排出費徴収標準管理弁法」(2003 年 2 月 28 日公布、同年 7 月 1 日施行)等の関連法令により、汚染物の排出を行う企業等は、「汚染排出費」を主管部門に納付してきました(汚染排出費徴収制度)。今般、「費改税」¹⁸改革の一環

¹³ 被執行人の財産を調査、差押え等を行うプラットフォーム。例えば、執行官は、当該システムを通じて、被執行人が銀行等に開設している口座及びその残高を調査し、当該口座を凍結することができます。

¹⁴ ただし、2018 年 1 月 1 日現在、当該プラットフォームは未完成となっています。

¹⁵ 新浪会社が運営するミニブログ。

¹⁶ 騰訊控股有限公司(テンセント)が運営するインスタントメッセージアプリ。

¹⁷ 「中華人民共和国環境保護法(試行)」(1979 年 9 月 13 日公布、同日施行)は、「中華人民共和国環境保護法」(1989 年 12 月 26 日公布、2015 年 1 月 1 日改正)の施行により廃止されました。

¹⁸ 費用徴収制度から税収制度への転換を指します。

として 2016 年に公布された「中華人民共和國環境保護税法」(以下「環境保護税法」といいます)が施行されたことにより、中国当局は、汚染排出費に代わって「環境保護税」を徴収することになりました(環境保護税徴収制度)。

(1) 納税主体・課税対象

環境保護税の課税対象汚染物は、大気汚染物、水汚染物、固形廃棄物及び騒音の四種類であり、具体的な税目等は、環境保護税法の付表 1「環境保護税税目税額表」に定められています。

納税主体は、中国の領域及び中国が管轄するその他の海域において、課税対象汚染物を直接排出する企業、事業単位及びその他の生産経営者(以下「企業等」といいます)とされています(同法第 2 条)。ただし、次に掲げる場合には、企業等は、環境保護税の納付義務を負いません(同法第 4 条)。

- ① 法により設けられた汚水集中処理場、生活ごみ集中処理場に課税対象汚染物を排出する場合¹⁹
- ② 国及び地方の環境保護基準に合致する施設、場所において固形廃棄物を保存し、又は処分する場合²⁰

(2) 環境保護税の納付及びその計算方法

環境保護税については、これを徴収・管理する税務機関(環境保護法第 14 条第 1 項)及び課税対象汚染物に対する監視・測定・管理を行う環境保護主管部門(同条第 2 項)によって共同所管されています。例えば、税務機関及び環境保護主管部門は、税金関連情報共有プラットフォーム及び業務協力メカニズムを構築しなければならないと定められています(同法第 15 条第 1 項)。また、後述のように、両者は、納税額の確定の場面においても協働する旨定められています。

環境保護税の納付義務は課税対象汚染物の排出日に発生し、納税額は原則として毎月計算され、四半期ごとに排出地の税務部門に申告・納付しなければならないとされています(同法第 16 条乃至第 18 条)。各課税対象汚染物に対して賦課される税金の計算方法は、下表のとおりです(同法第 7 条乃至第 11 条)。

大気汚染物	汚染当量数×所定税額 ²¹
水汚染物	※ 汚染当量数=汚染物の排出量(kg)÷汚染物の汚染当量値 ²²
固形廃棄物	汚染物の排出量×所定税額
騒音	国が定める標準を超えるデシベル数に対応する具体的な適用税額

税務機関は、納税者の納税申告データ資料と環境保護主管部門から提供された関連データ資料とを照合し(同法第 20 条第 1 項)、その結果異常を発見した場合には、環境保護主管部門に再照合を要請することができ、当該再照合の意見に従って納税額を調整するとされています(同条第 2 項)。

(3) 環境保護税の減免

環境保護税法によれば、下表に定める場合には、環境保護税を免除し、又は軽減するとされています(同法第 12 条、第 13 条)。

免除	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業生産(大規模畜産養殖を除く)において課税対象汚染物を排出する場合 ➤ 自動車、鉄道機関車、非道路移動機械、船舶、航空機等の移動型汚染源が課税対象汚染物を排出する場合 ➤ 法により設立された都市・農村汚水集中処理場、生活ごみ集中処理場が排出した課税対象汚染物(国及び地方所定の排出基準を超えていないもの) ➤ 納税者が総合利用する固形廃棄物が国及び地方所定の環境保護基準に合致する場
----	---

¹⁹ ただし、法により設立された都市・農村の汚水集中処理場、生活ごみ集中処理場が**国及び地方所定の排出基準を超えて課税対象汚染物を排出する場合**には、環境保護税を納付しなければならないとされています(環境保護税法第 5 条第 1 項)。

²⁰ ただし、**企業等が保存又は処分を行う固形廃棄物が国及び地方の環境保護基準に合致しない場合**には、環境保護税を納付しなければならないとされています(環境保護税法第 5 条第 2 項)。

²¹ 所定税額は、環境保護税法の付表 1「環境保護税税目税額表」に記載されています。なお、大気汚染物及び水汚染物に関する税額については一定の幅が設けられており、地方政府が現地の環境受容能力、汚染排出の現状、経済・社会・生態系の発展目標要求を総合的に勘案して、所定の手続を経て当該幅の範囲内でこれを調整することができるとされています(同法第 6 条第 2 項)。

²² 「汚染当量」とは、汚染物又は汚染排出活動の環境に対する有害性の程度及び処理の技術経済性に基づき、各汚染物の環境への汚染を衡量する総合的指標又は計算単位をいいます(環境保護税法第 25 条第 1 号)。「汚染当量値」は、同法の付表 2「課税対象汚染物及び当量値表」に記載されています。

	合
	➤ 国務院が免税を認めるその他の場合
軽減	➤ 排出された大気汚染物又は水汚染物の濃度が国及び地方所定の汚染物排出基準の(50%以上)70%未満である場合には、環境保護税の25%を軽減する(すなわち、30%以上の排出削減に対し25%の減税)。 ²³ ➤ 排出された大気汚染物又は水汚染物の濃度が国及び地方所定の汚染物排出基準の50%未満である場合には、環境保護税の50%を軽減する(すなわち、50%以上の排出削減に対し50%の減税)。

5. 銀行関連

○ 「中国(上海)自由貿易区金融サービス業対外開放ネガティブリスト指針(2017年版)」(上海市金融サービス弁公室 2017年6月26日公布、同日施行)

「中国(上海)自由貿易区金融サービス業対外開放ネガティブリスト」(以下「上海 FTZ 金融サービス業ネガティブリスト」といいます)は、「自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)」(国務院弁公庁 2017年6月5日公布、同年7月10日施行。以下「2017年版ネガティブリスト」といいます)をベースに、「中国(上海)自由貿易試験区金融開放イノベーション指針をより一層推進し、上海国際金融センター建設を加速させる方案」(中国人民銀行、商務部、中国銀行業監督管理委員会等 2015年10月29日公布、同日施行)等の要請に基づき、制定されました(上海 FTZ 金融サービス業ネガティブリスト第1条)²⁴。

上海 FTZ 金融サービス業ネガティブリストの対象業種は、2017年版ネガティブリストとほぼ同じですが、その分類が異なり、ネガティブリストの利便性・実用性の向上を図っています。具体的には、2017年版ネガティブリストが対象業種ごとに分類しているのに対して、上海 FTZ 金融サービス業ネガティブリストは、規制の種類ごとに対象業種を整理したうえで(10種類・48項目)、これらを「外商投資による金融機関の設立に対する管理(市場参入許可制限)」(7種類・42項目)及び「外資参入許可後の業務に対する管理(内国民待遇制限²⁵)」(3種類・6項目)に分類しています。詳細は、下表のとおりです。

		規制の種類	対象業種
市場参入許可制限	1	金融機関に投資する外国株主の類型に対する要求(13項目)	銀行、ファイナンスリース会社 ²⁶ 、消費金融公司 ²⁷ 、マネーブローカー会社、金融資産管理会社、信託会社、ファンド会社、先物会社、保険会社等
	2	金融機関に投資する外国株主の資産規模に対する要求(6項目)	銀行、信託会社、ファイナンスリース会社、財務公司 ²⁸ 、保険会社
	3	金融機関に投資する外国株主の業績に対する要求(6項目)	銀行、財務公司、保険会社、信託会社、マネーブローカー会社
	4	金融機関に投資する外国株主の資本金に対する要求(2項目)	保険会社、ファンド会社
	5	金融機関における外国株主の持分比率に対する制限(10項目)	銀行、銀行カード決済機構、金融資産管理会社、先物会社、証券会社、証券投資コンサルティング会社、ファンド会社等
	6	分支機構の設立及び運営に対する要求(3項目)	銀行、保険会社、ファイナンスリース会社

²³ 当該軽減措置は、環境保護税法において新たに追加されたものであり、企業等の負担が軽減されるケースが増えることが予想されます。

²⁴ なお、2017年版ネガティブリストは全国11か所の自由貿易試験区に適用されるのに対し、上海 FTZ 金融サービス業ネガティブリストは上海自由貿易試験区にのみ適用されます。

²⁵ 外資企業に対して、内資企業が享受できる待遇を制限することを意味します。

²⁶ 中国銀行業監督管理委員会の監督下にある「金融租賃公司」。

²⁷ 個人向けに耐久消費財等の購入資金を融資する会社。

²⁸ 企業グループ内における財務管理サービスを提供する会社。

	7	その他の金融機関参入許可制限(2項目)	金融情報サービス企業、格付け会社
内 国 民 待 遇 制 限	8	業務範囲に対する制限(3項目)	銀行、保険ブローカー会社
	9	運営指針に対する要求(1項目)	銀行
	10	取引所資格における制限(2項目)	証券会社、先物会社

6. 知的財産関連

○ 「商標権利授与・確認行政事件の審理に係る若干の問題に関する規定」(最高人民法院 2017 年 1 月 10 日公布、同年 3 月 1 日施行)

「中華人民共和國商標法」(1982 年 8 月 23 日公布、2014 年 5 月 1 日改正。以下「商標法」といいます)によれば、商標局の行政処分(出願拒絶査定、登録取消決定等)に対し、当事者は、商標評価審査委員会に再審査を申し立てることができ、当該再審査の決定に不服がある場合には、更に人民法院に提訴することができるとされています。これらの行政事件(以下「商標権利授与・確認行政事件」²⁹といいます)の数は近年急増しており、例えば、北京知的財産法院が 2015 年に受理した事件(第一審)は 7545 件であるのに対し、そのうちの商標権利授与・確認行政事件は 5501 件であり、全体の約 73%を占めています。そのため、商標権利授与・確認行政事件における法解釈の統一の要請が高まったものと考えられます。

上記の背景のもと、「商標権利授与・確認行政事件の審理に係る若干の問題に関する規定」(以下「審理規定」といいます)は、商標権利授与・確認行政事件を正確に審理することを目的として、商標法、「中華人民共和國行政訴訟法」(1989 年 4 月 4 日公布、2017 年 7 月 1 日改正。以下「行政訴訟法」といいます)等の法律の規定に基づき、制定されました(審理規定前文)。

(1) 適用基準の明確化

審理規定は、商標法等における抽象的な規定について適用基準の明確化を図っています。主なものは、下表のとおりです(下線部筆者)。

	関連法令	審理規定
商 標 法	商標として使用してはならない「社会主義の道德・風習を害し、又は <u>その他の悪影響を持つもの</u> 」(第 10 条第 1 項第 8 号)	次に掲げる場合、商標法第 10 条第 1 項第 8 号の「 <u>その他の悪影響</u> 」と認定することができる(審理規定第 5 条)。 ⑤ 商標の標章又はその構成要素が中国の社会公共利益及び公共秩序に対し消極的な、マイナスの影響を及ぼす場合 ⑥ 政治、経済、文化、宗教、民族等の分野の公人の氏名等

²⁹ 「商標権利授与・確認行政事件の審理に係る若干の問題に関する規定」において、「商標権利授与・確認行政事件」とは、相手方又は利害関係人が、国务院工商行政管理部门商標評価審査委員会の商標拒絶再審査、商標登録不許可再審査、商標取消再審査、商標無効宣告、無効宣告再審査等の行政行為に対する不服により、人民法院に提訴した事件をいうと定義されています。

	<p>授權を経していない代理人又は代表者が自己の名義で本人の商標を出願し、本人が異議を申し立てた場合には、商標登録が認められない(第15条第1項)。</p>	<p>次に掲げる場合、商標法第15条第1項を適用して審理する(審理規定第15条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 商標の代理人若しくは代表者又は販売取次ぎ、代理等の販売代理関係の意味での代理人若しくは代表者が、自己の名義で、本人の商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品について登録出願する場合 ➤ 代理又は代表関係を構築するための協議の段階において、上記代理人又は代表者が本人の商標を登録出願する場合 ➤ 商標出願者と代理人又は代表者との間に親族関係等の特定の身分関係がある場合(その商標登録行為は当該代理人又は代表者と悪意をもって通じていたものと推定)
	<p>同一種類の商品又は類似の商品について登録出願された商標が他人が先使用する未登録商標と同一又は類似しており、出願者が当該他人と商法第15条第1項に定める以外の契約、業務取引関係又は<u>その他の関係</u>を有し、当該他人の商標の存在を明らかに知悉しており、当該他人が異議を申し立てた場合には、商標登録が認められない(第15条第2項)。</p>	<p>次に掲げる場合、商標法第15条第2項所定の「<u>その他の関係</u>」と認定することができる(審理規定第16条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 商標出願者と先使用者との間に親族関係がある場合 ➤ 上記両者の間に労働関係がある場合 ➤ 上記両者の営業住所が近接している場合 ➤ 上記両者がかつて代理・代表関係の成立について協議したものの合意に至らなかった場合 ➤ 上記両者がかつて契約・業務取引関係の成立について協議したものの合意に至らなかった場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">行政訴訟法</p>	<p>「<u>法定手続に違反した</u>」行政行為については、人民法院は、全部又は一部の取消の判決をし、更に被告に改めて行政行為ををするよう判決することができる(第70条第3号)。</p>	<p>人民法院は、商標評価審査委員会の次に掲げる事由が行政訴訟法第70条第3号の「<u>法的手続に違反した</u>」場合に当たる旨の主張を支持する(審理規定第27条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当事者の提出した評価審査理由を遺脱し、当事者の権利に実質的な影響を及ぼした場合 ➤ 評価審査手続中に合議体のメンバーに告知されず、評価審査委員に回避すべき事由があったのに回避しなかった場合 ➤ 適格な当事者に対し評価審査への参加を通知せず、当該当事者が明確に異議を申し当てた場合 ➤ その他の法的手続に違反する状況

(2) 先行権利の保護

商標法において、商標の登録出願は、他人の既存の先行権利を侵害してはならず、また、不正な手段をもって、他人が既に使用し、かつ、一定の影響力を有する商標を抜け駆けして登録してはならないと定められています(同法第32条)。

上記「先行権利」には当事者が係争商標の出願日前に享有していた民事上の権利又はその他の保護されるべき適法な権益が含まれると定めると同時に、先行権利に当たる具体的な権益(著作権、氏名権、商号、企業名称の略称、キャラクターイメージ著作権等)についても規定しています(同規定第19条乃至第22条)。特に、作品の名称、キャラクターの名称等については、著作権法の保護を受けないものの、知名度の高いものについては、これらの名称を商標として使用することが、権利者の許諾又は権利者との特定の関係が存在すると公衆に誤認を生じさせる場合には、これらの名称も「先行権利」として保護されると定めています(同規定第22条第2項)。

(3) 紛争の終局的解決

さらに、審理規定は、紛争の蒸返しを防止し、人民法院の判断により紛争を終局的に解決するため、以下のとおり定めています。

- 人民法院が判決において関連事実及び法適用を明確に認定し、商標評価審査委員会が当該判決に基づき改めて裁判を行った場合において、相手方又は利害関係人が当該裁判について提訴したときには、人民法院は法によりこれを受理しない。これを受理した場合には当該訴訟を棄却する(審理規定第 30 条)。

7. 終わりに

本年も中国では様々な重要立法がなされることが予想されます。読者の皆様とともにフォローして参りたいと思います。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の對外經濟貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012-2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より上海に駐在。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



ふじた なおすけ
藤田 直佑

西村あさひ法律事務所 弁護士
n_fujita@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。2012 年上海交通大学国際教育学院卒業、2009-2017 年弁護士法人キャストに勤務(うち、2013-2016 年上海代表処 一般代表に就任)を経て、2017 年西村あさひ法律事務所に参画。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



しが まさし
志賀 正帥

西村あさひ法律事務所 弁護士
m_shiga@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。2012-2016 年弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所に勤務、2013-2016 年北京代表処 一般代表に就任(うち、2015-2016 年上海駐在)。三井住友銀行総務部での勤務を経て、2017 年西村あさひ法律事務所に参画。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 弁護士
i_hayakawa@jurists.co.jp

2011 年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013 年北京語言大学(語学研修課程)卒業。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム
〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所
〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info.beijing@jurists.jp

上海事務所
〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info.shanghai@jurists.jp